

松本保宣著

唐王朝の宮城と御前會議

——唐代聽政制度の展開——

川 尻 秋 生

一

松本保宣氏が著書を刊行された。まず、このことをなにより慶びたい。評者自身、松本氏の論考が公刊されることに集めてきたが、なかには入手しにくい掲載誌もあり、苦勞した記憶がある。それが一書にまとめられたのであるから、後學にとってこれほど有り難いことはない。

目次は以下のとおりである。

序説

第一部 唐代聽政制度の展開

第一章 唐代後半期における延英殿の機能

第二章 唐代前半期の待制

第三章 唐代後半期の待制・次對官

第四章 唐代の正殿奏事——對仗奏事と仗下奏事

第五章 文宗皇帝の聽政改革

第六章 宣宗朝の聽政——唐代聽政制度の完成

第二部 唐代宮城中樞部の構造と機能

第一章 東都洛陽宮明福門附近について

第二章 唐代の側門論事について

第三章 唐代常聽制度試論

附論一 書評 袁剛著『隋唐中樞體制的發展演變』

附論二 唐代宦官論——近年の中國人研究者の論說を中心に

總括

あとがき

事項索引

人名索引

評者自身、日本古代史の研究を専門としているため、日本との比較について記すことがあることをお断りしながら、内容の紹介からはじめたいと思う。

各章の内容については、松本氏自身が序章で簡にして要を得た解説を施しておられるが、筆者なりに整理しておく。

第一部第一章は、松本氏がはじめて延英殿での合議を指摘した論考で、唐代後半の「御前會議」の特質を抽出している。代宗の寶應元年（七六二）以降、大明宮紫宸殿の西にある延英殿で、臣下との合議が持たれるようになった。延英殿の合議には、皇帝が定期的に面談するものと、臨時に對面するものがあり、臣下の種類や開催の契機によって、皇帝が宰相を召して合議する召對、宰相以外を召す特召、官人が皇帝との面會を求めて會談する請對、外朝の官人と面する次對官に分けられる。この合議の出現にとも

なって、正殿である紫宸殿の機能は形式化・儀禮化し、本来は便殿であった延英殿が主たる政務の場となる。そして、この合議は、皇帝の獨裁權を保證する役割を果たしたと推測する。

第二章では、唐代前半の待制について述べる。待制を「一種の人材プール制度」と規定し、待制の場を検討する。中書省・門下省を中心に、禁中と外廷の界にある門が控える場であり、門下省から中書省への權力移動にもなって、その場も東から西へ移動すること、安史の亂を契機として、皇帝と個人の接觸のあり方が、自由で人格的關係から、朝儀の場に限定され、制度の枠をはめられたものへ變化したと説明する。待制の場として、「門」に注目した點が興味深い。

第三章は、第二章を發展させ、さらに詳細に合議制の變遷を追う。先天二年（七一三）に創設され、大曆一四年（七七九）に再建された正衛待制を契機として、皇帝の自由な裁量により臣下と接觸していた「毎日待制」から、在京官人が定期的に皇帝と對面する「坐日待制」へと變化が起きる。そして、元和元年（八〇六）には、紫宸殿での儀式が終了した後に、延英殿で實質的な合議がなされる制度が確立した。筆者によれば、政策決定のプロセスを復原することにより、皇帝の政治姿勢など、従来の制度史・政治史の枠組みを越えた實態をうかがうことができるという。

第四章では、太極宮の兩儀殿、大明宮の紫宸殿といった正殿での合議について述べる。太宗の頃には、仗衛に監視されながら、臣下が皇帝と對話する「對仗奏事」が一般的であったが、高宗の頃から、仗衛と史官を下がらせた後に行う非公式な「仗下奏事」が生まれた。一方、安史の亂後には、とくに德宗の貞元一八年

（八〇二）の改革の影響によって、延英殿での合議が主流となった結果、直訴を除き、「仗下奏事」のみならず「對仗奏事」も衰退し、正殿での討議は形式化した。その結果、延英殿は、正殿の合議機能を奪い、新たな合議制度が生まれたと解する。

第五章は、文宗の聽政制度について。文宗は、政務に熱心でありながら、宦官の一掃に失敗し（甘露の變）、逆に宦官の支配下におかれた、との定説を聽政制度の點から再検討する。それによれば、彼は待制官などを朝議後も殘留させて意見を聽取すること、新規に祇候官という諮問要員を置き、刑法官とともに、紫宸殿・延英殿で招對すること、史官を臨席させて議論の内容を記録させること、などの制度を創出し、紫宸殿の朝議の機能を復活させた。

第六章は、宣宗朝の聽政についての論考である。宣宗は、文宗が設けた刑法官奏對を復活させ、謁見する者のグループを官僚の職掌や性格によって分けて個別に面談し、臣下を皇帝のもとに直結させた。また、地方官の任命に意を拂い、彼らに對しても獨目の面接を課した。さらに、この時期には、武宗朝に復活した時政記の執筆が繼承され、延英殿での記録が繼續的に實施されるようになった。結論として、「聽政のマニュアル化が極まった」との評価を下していることが注目される。

第二部第一章は、洛陽宮の殿舎および宮門の復原に關する論文である。現在我々が唐代洛陽宮の指圖として用いる徐松『唐兩京城坊考』所收の「洛陽宮圖」には、問題があることを指摘した上で、文献を涉獵して本来の明福門（內宮と連絡する門）の位置・向きを復原する。とくに集賢殿と集賢殿書院が別々の建物で、その來歴を明らかにするくだりは壓巻。基本的に洛陽宮は、隋宮を

繼承していたと結論づける。

第二章は、側門を通しての上申と任官について述べる。側門についての史料を詳細に集めた上で、側門とは従來說かれていたような大明宮左右金吾仗院そばの門ではなく、通内門（禁中に直結する門）・上閣門（太極殿・宣政殿の門）に附屬する複数の門であると推測する。その上で、それらの門を通して、不特定多数の者たちが、中書省を通さずに奏事を行い、皇帝も任官をしていただくことを明らかにする。通常の文書の経路以外に、皇帝との意思疎通が行われていたことを明確にした刺激的な論。

第三章は、吉田歎氏の常朝制に關する批判を基にした、唐代朝會の研究である。吉田氏が、高祖・太宗朝では太極殿で、高宗朝では兩儀殿で常朝が行われたとするのに對し、松本氏は、唐以前から朝儀は兩儀殿で行われたことを實例で示す。その上で、正衛が兩儀殿のみならず、紫宸殿を指す場合があったことを指摘する。また、唐代後半には、朝參と聽政が一致しない場合があり、常參官は、皇帝不在のまま宣政殿前で儀式を行い、その後紫宸殿に入って皇帝に謁見したと推測する。

附論一は、袁剛氏の著書『隋唐中樞體制的發展演變』についての書評である。まず、袁氏の著書の概要を示す。その上で、則天武后の主導によって、皇帝の居所が太極宮から大明宮へ移り（移宮事件）、それを契機として、中書省・門下省が禁中から外朝に押し出され、新たに宦官などの側近が誕生し、政治状況が大きく変わったとする袁説を批判する。その根據として、松本氏は、すでに太極宮の段階から兩省は外朝に位置し、則天朝にそれ程大きな變化はなかったと主張する。

附論二は、最近の中國研究者による宦官研究への論評。近年の宦官研究には、宦官が唐王朝の勢力を弱め、崩壊に導いたとする説と、宦官の役割を部分的に評價する二つの潮流があるとした上で、宦官制研究、甘露の變、宦官と官人との關係について見解を整理する。最後に、北司も唐官制の一部であり、過度に特別視すべきではないとする見解に親近感を示し、宦官と皇帝の關係は、皇帝のパーソナリティと深く關係すると締めくくっている。

二

松本氏の著書の特色は、大きく四點程にまとめることができるのではなからうか。

まず、第一は、延英殿の合議の存在とその機能をはじめて詳細に明らかにされた點である。従来の唐代史研究の多くは、律令制度を中心とした、いわばハードな面に注目してきたが、律令のみで國政を運営できる譯ではなく、その實態、時間的變遷を視野に入れた權力の場として、延英殿の機能が明らかにされた意義はきわめて大きい。

第二に、從來、不明であつた皇帝を中心とする合議・朝政の變遷を制度的に明らかにしたことである。從來からも、部分的には合議に言及する論考はみられたが、系統的に考究された點が畫期的である。

この點は、日本古代史における宮都研究にも有益である。日本の政務は、太極殿・朝堂院から、天皇の私的居所であつた内裏に移行するという特徴がある。その時期については、いまだ見解の一致を見ていないが、少なくとも平安初期には、内裏が政務の場

になっていたことははっきりしている。

従来、この原因について、朝堂院は廣く、より効率化をはかるため狭い内裏に移ったとか、天皇が大極殿に出御しなくなったことにもなつて、政務の場も移動したなどと推測されてきた。

しかし、松本氏の研究により、中國でも太極殿から、皇帝のプライベートな場へと合議の場が移行したことが明らかとなった。さすれば、日本における政務の場の變化も、中國の模倣という面があつたと考えられ、日本の政務研究にとつても唐日の比較が可能・必要になつたように思う。本書は、中國史のみならず、日本古代史研究にとつても有用である。

第三として、具體的な殿舎や門と合議の關係を明らかにした点である。とくに、太極殿と宣政殿、紫宸殿と延英殿の關係を明らかにした價值は大きい。唐の皇帝と宰相をはじめとする臣下の政策立案の場、そして儀式空間の時間的變遷が明確に把握できるようになつたのである。

また、關連して、側門を通して、皇帝が任官を含む下命を行い、逆に臣下が奏事を行つていたという點も、従來の制度的研究では描かれなかつた點で、唐代の皇帝と臣下の交流の新しい側面を明らかにしたという點で重要である。

第四として、従來の徹底した文書主義という考え方に對して、「口頭」の重要性を提起されたことがあげられよう。延英殿の合議では、まず、口頭での討論が行われ、その後、文書が作成されたことが明らかにした。

日本古代史では、現在、口頭政務の重要性が指摘されているが、中國史にあつても、今後、音聲の重要性、ひいては口頭と文書の

關係を解き明かすことが必要になるだろう。

こうした緻密な研究を可能にしたのは、いうまでもなく、筆者の史料に對する博搜にある。膨大な中國史料を徹底的にめくり、關係史料を集める作業に、多くの時間と根氣を必要としたことも想像に難くない。また、論文執筆の背後に、史料を書き留めた膨大なデータの蓄積を感じさせる。こうした作業があつて、はじめて合議制の變遷が明らかになつたのだと思う。

従来、唐代の政治史は、單發的な事件をもつて、皇帝の賢愚や皇帝權力の強弱を論じる傾向にあつたが、かかる方法により、より具體的にまた高い精度で、王權を検討することができるようになった。この點は、今後の唐代史研究に大きく寄與することになると思われる。松本氏の著書は、研究史に残る重要な仕事であるということができるだろう。

しかし、問題もあるように思われる。

そのもつとも大きな點は、皇帝を中心とする合議を追求するあまり、他の合議、たとえば、宰相の合議（政事堂の合議）や、「議」などの合議にほとんど觸れていないことであろう。

もちろん、「唐代後半期を例にとれば、宰相中書門下會議、翰林學士・宦官等の政權構造の主要アクターの連關を筆者なりに解釋する必要がある」（三三六頁）と意識はされているのであるが、實際に關説することはほとんどない。

しかし、この點は、松本氏自身が明らかにされた延英殿の合議制自體とも關連する。例えば、『會昌一品集』卷一一、釐革故事には次のようにある。

議禮法等大事狀

右、按史記、仲尼在位、獄訟之詞有可與人共者、不獨有也、伏以漢・魏以來、朝廷大政、必令公卿奏議、講求理道、博盡群情、所以政必有經、人皆務學、著在史策、粲然可觀、臣等商量、如有事關禮法、群情凝滯者、各望令本司申尚書都省、下禮官・學官詳議、意見不同者、任爲別狀、如是、刑獄、亦令法官同議、然後丞郎以下詳具可否聞奏、如郎吏有能駁難者、皆許上聞、並須先據經義、其次取正史・策・故事、不得自爲意見、言涉浮華、如禮官・學官才識出人、議論精當者、向後擢授臺省官、郎吏別與遷擢、所冀漢魏之風、復行今日、

以前、臣等今月二十五日、已於延英面奏、奉聖旨、令條疏將狀來者、謹具如前、

これは、會昌五年（八四五）五月の奏狀と考えられるが、李德裕たち宰相は、五月二五日に延英殿で、文書を作成して持参せよとの武宗の命令を受けた。それに對して、宰相たちは、合議の結果にもとづいてこの奏狀を作成し、皇帝に上程した。その結果、翌六月一日に、この奏狀の一部を引用した敕が下されたのである⁽⁴⁾。それでは、德裕たちほどのように奏狀を作成したのか。それは、政事堂での宰相會議だったと考えられる。かつて述べたように、複数の宰相の關與が認められる奏狀は、宰相が政事堂で意見を統一し、すべての宰相が署名したものと推測されるからである⁽⁵⁾。

また、北宋の王曾『王文正筆錄』に、

舊制、宰相早朝上殿、命坐、有軍國大事、則議之、常從容茶而退、自餘號令除拜、刑賞廢置事、無巨細並熟狀擬定進入、上於禁中親覽、批紙尾、用御寶可其奏、謂之印畫、降出奉行

而已、由唐室歷五代不改其制、

同じく北宋の宋敏久『春明退朝錄』巻下にも、

唐宰相奉朝請、即退延英止論政事大體、其進擬差除但入熟狀畫可、今所存有開元宰相奏請狀二卷、鄭畋鳳池藁草內載兩、相奏擬狀數卷、祕府有擬狀注制十卷、多用四六皆紀其人履歷、性行、論議、宰相自草、五代亦然、寇萊公謂楊文公曰、豫不能爲唐時宰相、蓋嫻於命詞也、（後略）

などであり、宰相は、早朝、延英殿での合議を終えると、奏狀を作成し、皇帝に上程した。皇帝はその紙尾に批答を書き入れたことがみえる。宰相會議は、獨立した會議ではあったが、延英殿の合議と連動、あるいはそれを補完する機能も有していたことを示しているのである。

また、渡邊信一郎が明らかにした唐代の「議」⁽⁸⁾についても同様で、延英殿をはじめとする皇帝の合議の場で検討し、政策に取り入れるか否かを検討した場合がしばしばあり、兩者の有機的な關係が想定される。

このことは、松本氏が考えられた權力構造とも關係する。松本氏は、延英殿の會議など、皇帝主催の合議をもつて、皇帝の專制的權力を保證するとみなされた。この點は、第一部第一章、第五章の理解によく表されている。

しかし、皇帝主催の合議を中心に据えれば、そのように見えるのは當然であり、宰相會議からみれば逆のことも言いうる。例えば、政事堂について、「自君弱臣強之後、宰相主生殺之柄、天子掩九重之耳」との文言を取り出せば、宰相權力の大きさを浮かび上がらせることも可能となる。

何も、評者は、宰相の権力が大きかったと言いたいわけではなく。要は、御前會議を他の合議と比較すること、すなわち、會議の相對化を行ってはじめて、個々の権力の強弱、時間的變遷、それぞれの特徵などを検討の組上に取り上げることができるのではないか、と思うのである。

皇帝を中心とする政策決定には、各種の合議方法が組み合わされ、さまざまな個人や集團の見解が反映したと思われる。もう少し皇帝周邊の意見形成過程についても、目配りすべきだったと考える。

その原因のひとつは、松本氏が使用する史料と關係するようにも思われる。松本氏は、『舊唐書』『冊府元龜』などの編纂史料を基本的に用いておられるが、合議のディテールは、個人の文集、たとえば、張九齡『唐丞相曲江張先生文集』、李德裕『會昌一品集』、權德輿『權載之文集』など、宰相經驗者の文集を用いれば、さらに知ることができるのではなからうか。

最後に、本書の體裁について感想をひとつ述べさせていただく。各章で重複する部分がかなりあるように思う。とくに延英殿の合議に關する筆者の見解が、複数の章の導入部分に置かれている。個別の論文ならばそれでよいのかも知れないが、著書として収める場合には、もう少し整理・簡約すべきではなかったか。

ここ十年ほどの間に、『唐令拾遺補』が刊行され、中村裕一氏による隋唐における一連の公文書制の研究が公刊された。⁽¹¹⁾さらに、近年、天一閣から開元二十五年令を含む天聖令が発見され、寫眞附きで翻刻されたことは記憶に新しい。⁽¹²⁾また、これまで影印本しかなかった『冊府元龜』が、高價とはいえ、索引附きの校訂本とし

て活字化されたこともうれし。⁽¹³⁾

そして、今ここに、松本氏による皇帝を中心とする合議制度に對する精緻な研究を得たことになる。これらの研究を融合させて、より具體的な唐代の政務形態を復原することが、我々後進に課された今後の課題であらう。

また、中國の官僚制が文書主義であることは言を待たないが、文書だけで完結していたわけではあるまい。評者が日本古代で明らかにしたように、文書による政務を支えたのは口頭であつた。⁽¹⁴⁾この點は、松本氏も指摘されているが、口頭政務と文書行政がどのような關係にあつたのか、という點を説明することも、唐代史にとつて今後の大きな課題であるように思われる。⁽¹⁵⁾

なお、松本氏は、本書刊行後にもすでに新たな論考を發表し、盛んな研究活動を展開されておられる。また、本書の書評・紹介は、すでにいくつか公表されている。⁽¹⁷⁾筆者の問題關心とは異なる點からの論評であり、併せて讀まれることを希望する。

これまでかなり厳しいことを指摘したのは、もちろん本書に高い價值を認めてのことである。非禮にわたる部分があれば、松本氏に深くお詫び申し上げたい。

註

(1) 吉田歡『日中宮城の比較研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

(2) ただし、一部で觸れられているものの、著者より早く延英殿の合議について論及した、謝元魯『唐代中央政權決策制度』(文津出版社、一九九二年)をもう少し評價しても

よいのではないかと思う。

- (3) 傅璇琮・周建國校箋『李德裕文集校箋』（河北教育出版社，二〇〇〇年）による。
- (4) 『舊唐書』卷一一、武宗本紀、會昌五年六月丙子條に、この奏狀を引用した敕が收められている。
- (5) 川尻秋生「日本古代における合議制の特質」（『歴史學研究』七六三、二〇〇二年）。
- (6) 文淵閣四庫全書による。
- (7) 歷代史料筆記叢刊による。
- (8) 渡邊信一郎『天空の玉座——中國古代帝國の朝政と儀禮——』（柏書房、一九九六年）。なお、評者も「議」について述べたことがある。川尻秋生「日本古代における「議」」（『史學雜誌』一一〇—一三、二〇〇一年）参照。
- (9) 李華「中書政事堂記」（『唐文粹』卷七二）。四部叢刊初編集部による。
- (10) 仁井田陞著・池田溫編集代表『唐令拾遺補』（東京大學出版會、一九九七年）。
- (11) 中村裕一『唐代制敕研究』（汲古書院、一九九一年）、同『唐代官文書研究』（中文出版社、一九九一年）、同『唐代公文書研究』（汲古書院、一九九六年）、同『唐令逸文の研究』（汲古書院、二〇〇五年）など。
- (12) 『天一閣藏明鈔本天聖令校證』（中華書局、二〇〇六年）。
- (13) 『冊府元龜（校訂本）』壹—拾二（鳳凰出版社、二〇〇六年）。
- (14) 川尻秋生「口頭と文書傳達——朝集使を事例として——」（『文字と古代日本二「文字」による交流』吉川弘文館、二〇〇五年）。
- (15) 最近、小野達哉「唐代後期における宣と制敕の關係」（『史林』九〇—四、二〇〇七年）が口頭政務の重要性を指摘しており注目される。
- (16) 松本保宣「唐代前半期の常朝——太極宮を中心として——」（『東洋史研究』六五—二、二〇〇六年）、同「唐の代宗期にける臣僚の上奏過程と樞密使の登場——唐代宮城における情報傳達の一齣 その一——」（『立命館東洋史學』二九、二〇〇六年）、同「唐代御史對仗彈奏考」（『立命館文學』五九八、二〇〇七年）。
- (17) 武田和哉「書評 松本保宣著『唐王朝の宮城と御前會議——唐代聽政制度の展開——』（條里制・古代都市研究」二二、二〇〇七年）、豊田裕「新刊紹介 松本保宣著『唐王朝の宮城と御前會議——唐代聽政制度の展開——』（『古代文化』五九—三、二〇〇七年）、佐藤和彦「書評 松本保宣著『唐王朝の宮城と御前會議——唐代聽政制度の展開——』（『史學雜誌』一一七—四、二〇〇八年）など。

二〇〇六年九月 京都 晃洋書房
A五版 三四八頁 三九〇圓